

松山市市道等に係る道路後退用地等の寄附等に関する要綱運用細則

制定 平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、松山市市道等に係る道路後退用地等の寄附等に関する要綱（平成28年4月1日制定。次条第1号において「要綱」という。）第3条第3号ただし書に規定する構造物が連続して存することを要しない場合における道路後退用地等の寄附に關し必要な事項を定めるものとする。

(寄附を受ける土地)

第2条 本市が寄附を受ける土地は、市長が公益上特に必要があると認めるもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 要綱第2条第2号アに規定する土地（次号及び第4条において「道路後退用地」という。）の道路後退線からさらに15センチメートル後退した部分の土地（以下「追加自主後退用地」という。）を本市に寄附できること。
- (2) 境界確認協議その他の土地の境界が確認できる協議をすることができ、かつ、道路後退用地及び追加自主後退用地の所有権を本市に移転できること。
- (3) 側溝、街渠その他の排水施設及び歩車道境界ブロックその他の構造物が設置できること。

(構造物等の施工)

第3条 前条第3号に規定する排水施設及び構造物（次項において「構造物等」という。）の設置に係る工事は、本市が行うものとする。

2 前項の場合において、施工する構造物等の仕様は、本市が決定するものとする。

(登記手続)

第4条 この細則に基づく道路後退用地及び追加自主後退用地の寄附に係る登記手続は、本市が行うものとする。

付 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。